委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	神奈川県		
3. 市区町村名	藤沢市		
4. 届出番号	5		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gyousei/information/mynumber_original.html		

執行機関名 藤沢市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの (移動支援)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第7の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	藤沢市地域生活支援事業実施要綱第1条
	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>障がい者、障がい児及び難病患者</u> (以下「障がい者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、 <u>障がい者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とし、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)」第77条第1項及び第3項の規定に基づき実施する地域生活支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤沢市地域生活支援事業実施要鋼 藤沢市地域生活支援事業移動支援事業実施要領